

本号の主要記事

○第71回全国大会

- ・文部科学省講話
- ・大会アンケート集計

○支部大会報告

○本部活動報告

2018

協会ニュース 201号



国宝 瑠璃光寺五重塔

写真提供：山口県観光連盟

平成30年11月1日発行

全国公立高等学校事務職員協会

<http://zenjikyو.jimdo.com/>

事務局：茨城県立境高等学校

電話：0280-87-0123

住所：茨城県猿島郡境町175

「今後の教育改革の動向について」

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐 鈴木 宏幸



1. 学校を巡る状況

「学校」の在り方の国際比較

日本の学校というのは知・徳・体と、いわゆる教科・徳育・体育、そういうものを総合的に扱っています。これは諸外国と大きく違います。諸外国はどうしても、いわゆる学校とイコールになるスクールが教科を中心にやっています。徳育であれば教会、体育であれば地域、スポーツクラブ等が行っていますが、日本はそれをすべて学校が一手に担っています。そこについては、教員の業務にもこれが出てきています。

イギリスの例を出しますと、イギリスは7割くらいが授業、授業準備、教科に関する仕事をしていて、それ以外の業務というのは3割くらいしかありません。日本においては、これは本末転倒なところがあるかもしれませんが、授業、授業準備は4割くらいで、それ以外の業務というのを6割くらい教員が担っているという状況です。

専門スタッフの割合の国際比較

教員がそういう授業以外のものを担っている中で、イギリス、アメリカなどは教員以外の別の専門スタッフが半分くらいいますが、日本の場合を見ると20%くらいしかいません。ほかのヨーロッパと比べても、日本はかなり特異な学校の状況になっています。この辺は皆さま、肌感覚でわかると思います。

学校現場が抱える課題の状況について

学校現場が今どうなっているかという、不登校児童生徒の割合については、小、中ともに20年ほど前と比べて3倍くらいになっています。暴力行為の発生件数もかなり増えてきています。また最近、特にこれは各自治体が直面しているかもしれませんが、日本語指導が必要な外国人児童生徒も2倍くらい増加している状況です。もう1つ大きく伸びているのは、支援を要する児童生徒で、いわゆる特別支援学級や学校に入る児童生徒です。通級による指導を受けている児童生徒ですが、それがもう飛躍的に増加しています。特別支援学校は小学校、中学校ともに、在籍している児童生徒が増えていきます。さらに言うと、いわゆる子どもの貧困というテーマがよく話題になりますが、要保護、準要保護の子どもたちも増えていきます。ということで、学校の範囲はやはりヨーロッパなどに比べると射程が広い中で、学校の状況も複雑化、困難化しているという状況になっています。この辺の学校現場の状況は、もう我々

よりも今まさにここにいる皆さまのほうが、肌感覚として感じているのではないかと考えています。

2. 学習指導要領の改正

学習指導要領改定の方向性

今、社会全体が加速的に変化しています。よく言われるのは、情報化がどんどん進んでおり、そして国際化、グローバル化がどんどん広がっているという状況だと思います。学習指導要領というのは基本的に10年間使われるものなので、大体10年後を見越して学習指導要領の改訂を文部科学省としてはしているところです。

今、私もそうですが、かなり大多数の方がスマホをお持ちだと思います。では翻って、皆さま10年前を振り返ってみてください。私も含めて、ここにいる方々で、スマホがこれほど普及することを誰が予想できたかという、多分誰も予想できなかったのではないのでしょうか。スマホが普及することによって、歩きながらいろいろな情報を入手しています。昔言われていた情報デバイト、情報をいっぱい持っている人と持っていない人が分かれる社会だと言われていましたが、それがもう完全になくなっています。我々もわからないことがあればスマホをいじって、グーグルなどで検索をすればすぐ情報が入手できます。

このように10年前と比べて社会の変化がどんどん進んでいます。それに伴って何を子どもたちに学ばせる必要があるのか。10年後の社会を担う子どもたちに、どういうことを学ばせればいいのか。どのように学ばせるべきなのか、ということを示したのが今回の学習指導要領の改訂です。アメリカの研

究者によると、今ある職業の大体65%は20年後くらいにはなくなるだろうと言われています。まさに20年後、社会に出る子どもたちのためにどういうことを教えればいいのかということを考えて作ったのが、この学習指導要領の改訂です。

具体的に中身を簡単にご紹介します。学習指導要領の改訂の方向性としては大きく3つあります。1つは何ができるようになるかです。「生きて働く知識・技能の習得」いわゆる知識です。単純にいろいろな知識をどんどん増やしていこうということではありません。知識を増やしていただくのであれば、スマホを使えばどんどんいろいろな情報を入手できますが、それをどういう場合に、どのように使っていくか。いわゆる思考力、判断力、表現力を育成していきます。情報やいろいろな知識、技能というのは習得するだけではだめで、それをどう表現していくか、そしていろいろな情報をどう組み合わせて、どういう判断をしていくかが必要になってきます。このことについては、これまでも文部科学省としては言ってきたところです。

さらに、この「学びに向かう力・人間性等の涵養」を追加しました。日本の子どもたちは自己肯定感が低いとよく言われています。自分に自信がない、これを学んで社会に出て何になるのかがよくわからない、そういう学びに向かう力が弱くなっています。知識があっても、それを表現する力をつけた上で、さらにこういうものをどんどん学んで、社会にどんどん生かしていこうという姿勢を涵養することが、今回この学習指導要領で何ができるようになるかです。何を学ぶかということでは、国際化の観点から外国語であったり、プログラミング教育であっ

たり、さらに新たなものを追加したり見直しをしています。

どう学ぶかというところです。こういう知識、技能を蓄積して、自分で考えてどう表現していくかを養うためには、今までの授業のように一方的な授業ではだめだろうということで、主体的、多様な深い学び、アクティブラーニングの視点から授業のやり方も変えていこうと言っています。主体的な学び、対話的な学び、深い学びということで、自分で課題を設定して、それを他者と議論しながらまとめていき、自分の知識として身につけて、さらにこれを今後どのように生かしていくかまでやっていきます。一方通行の授業ではなくて、いろいろな人と話し合い自分の考えを深めていくような、そういう授業に変えていくことを、文部科学省としてはこの指導要領の改訂で訴えています。

新しい学習指導要領における情報活用能力の育成

あとは指導要領における情報活用能力ということです。先ほどスマホの話もしましたが、やはり情報や情報技術を受け身で捉えるのではなくて、手段として活用していく力が必要だろうということです。ここにいる方もそうだと思いますが、コンピュータというのは我々の生活にはもう無くてはならないものになっています。そのコンピュータがどういう仕組みで、どのように使っていくと自分のやりたいこと、自分の表現したいことに活用できるかということまで学んでいくのが、このプログラミング教育の狙いです。ですから、小学校でプログラミング教育を必修化して、小中高を通じてプログラミング教育を充実していきます。高校であれば、情報科にお

いて必修科目「情報」を創設することを我々としては考えています。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

当然、先ほども言いましたように、コンピュータの技術がかなり進んでいます。それを授業でどんどん使いたいという先生方も、近年増えているのではないかと思います。例えばタブレット端末を使って授業をしていきたいなど、そういう先生方が多分増えてくると思います。そういう方々に対応するために、前回のこの夏までの国会で成立をさせましたが、教育課程の一部分において通常の紙の教科書に加えて、デジタル教科書を使用することができるという法改正をしたところです。

デジタル教科書のイメージ

いわゆるデジタル教科書になると、どういうことができるのか。デジタル教科書というのは、このようにタブレット端末でこうやって映し出すものです。映し出すことによって、例えばすごく細かい字で読みにくいものを拡大できたり、英語であれば音声を読み上げたりもできます。漢字が読みにくい子どもたちであれば、ルビを振ることもできます。視覚障害を持つ子どもたちのなかには、例えば白い中で黒い文字を見ることがなかなか難しい子どもたちがいます。そこで反転して、黒い中で白い文字にすることもできるようになります。視覚障害のある子どもたちにも読みやすくするなど、かなりいろいろな可能性を秘めたものなので、文部科学省としても各学校現場にどんどん推奨していければと思っています。

今後の学習指導要領改正に関するスケジュール

今、2018年度ですが、高校については今年の3月に学習指導要領は改訂がなされたところです。小学校は東京オリンピック・パラリンピックが始まる2020年から全面実施されていきますので、順次、小中高ということで、高校も34年から学習指導要領が改訂されていくという状況です。今まさに学校現場の中ではこういう準備が進んでいるのではないかと思います。この学習指導要領というのは一番始めに言ったとおり、これからどういう社会になるかわからないなかでも、子どもたちが自主的、自発的に課題を見つけて考え、それを発表していくために、必要な知識、技能も含めて盛り込んだものとなっています。これをぜひ、文部科学省としては着実に実施していきたいと思っています。

3. 学校における働き方改革

教員勤務実態調査（平成28年度）集計

【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

教員の勤務実態調査の事象分析は平成28年度と、10年前の平成18年度にも調査しています。まず、教員の1日当たりの学内の勤務時間です。小学校ですと、18年度に1日当たり10時間32分だった先生の勤務時間が、28年度には11時間15分ですから約43分増加しています。中学校であれば、18年度に11時間0分だったものが、28年度には11時間32分ですから32分増加しています。これは平日です。土日ですと、小学校は18年度は平均18分だったものが、28年度には1時間7分ですか

ら49分の増加です。中学校であれば、18年度が1時間33分だったものが、28年度には3時間22分ですから1時間49分増加しています。これは1日当たりです。これを週当たりの学内勤務時間にする、小学校の先生は18年度に週53時間くらいの勤務だったものが、28年度には57時間くらいです。週で4時間くらい増えています。中学校であれば、18年度に58時間くらいだったものが、28年度には63時間くらいですから5時間くらい増えているという状況です。

～1週間当たりの学内総勤務時間数の分布～

それをボリュームで示します。小学校の先生は55～60時間のところが一番ボリュームゾーンとしては大きいです。中学校の先生だと60～65時間のところがボリュームゾーンとしては大きいです。実は、もう少し長くなるのが副校長・教頭先生方になります。副校長・教頭先生だと、小学校は60～65時間のところがボリュームゾーンです。中学校だと55～60時間くらいがボリュームゾーンになっています。これは週当たりなので、大体60時間前後が、今の学校の先生と副校長・教頭先生の勤務時間になるという状況です。

この週60時間が何を意味するかというと、1週間の労働基準法に基づく労働時間は40時間なので、単純に考えると20時間は時間外勤務をしているという状況です。週20時間しているということは、単純に掛ける4をすると、月80～100時間くらい時間外勤務、いわゆる残業を学校の先生はしているという状況です。これはどういうことを意味するかというと、厚生労働省が出している過労死のガイドラインがあります。その1つの目安は時間外勤

務が 80 時間とされていますので、いわゆる過労死ラインを超えてしまっている学校の先生がかなり多い状況になってきています。

～業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)～

実は増えている一番大きいところは、授業、授業補助、授業準備が小学校では大きく増えています。中学校も一緒です。そういうところが増えてきている状況です。あとは成績処理や学級学校経営も増えてきています。先生の事務のところですが、ここは実際先生を足し合わせると、小学校では 17 分なので、1 日だと 6 分くらい増えています。中学校だとプライマイゼロなので、19 分くらいという状況です。なので、事務が増えているというよりも、どちらかという授業準備、授業補助、あとは成績処理が増えているというのが見て取れます。

中学校については、特に部活の時間がかなり増えてきています。部活動、クラブ活動というのが 18 年のときが大体 1 時間 6 分だったのですが、それが 2 時間 10 分になっています。10 年前の倍くらいに増えています。部活動についてはいろいろな考え方があってと思います。学校事故等がかなり増えてきていますので、これまでどちらかと言うと先生たちはずっとついていてはなくて、部分部分についていたのかもしれませんが、学校事故が多発することで、ずっとつかなくてはいけなくなってきたという結果も出ています。

これまでの検討・取組の経緯

そういうことを受けて、昨年 12 月、先ほども来賓や会長のご挨拶の中にもありましたが、中央教

育審議会で示した勤務実態調査が出て、学校における働き方改革部会を 7 月に作りました。4 月に結果を出して 7 月に作ったのですが、委員の先生方からは、「これはもう何かしらの緊急提言を出さないとだめだ」ということで、1 カ月で緊急的な提言を出しました。

中教審というのは 1 年以上かけて大体中間まとめを出すものですが、これについてはもう待たないでということで、平成 29 年の 12 月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」を實質 5 カ月くらいで議論して出しました。その間、5 カ月ですが、月 2 回くらいのペースで集まって議論をして、すぐに緊急対策をまとめています。という形で、これはもう国としても喫緊にやらなくてはいけない課題だということで、かなりハイペースで議論をしているところです。

学校における働き方改革に関する緊急対策

文科省がまとめた緊急対策は 12 月の中間まとめを受けてまとめたものなので、基本的に中間まとめをなぞった形で作られています。ポイントは 4 つあります。文科省としてやらなければいけないことは 4 つです。

1. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

これまでは業務改善をなさないと文科省から各教育現場に対してはいろいろ言ってきたと思います。でも、教育現場からすると、どういう業務改善をす

ればいいのかよくわからない、これは教員の業務ではなくてほかの人にやってもらったかどうかと言っても、何をやらせればいいのかわからない、そういうことを全く文科省としては示さないで、とりあえず業務改善と言ってきたのがこれまでの文科省のスタンスだったのです。

よく聞く話ですが、例えばある中学校が「こういう業務をやめます。やめたいです」と言ってやめたところ、保護者から、「でも、同じ市内の隣の学校はやっています。なぜやめてしまうのですか」と言われます。そういうことであれば、「市の学校が全部、とある業務を全部やめます。この市は学校ではそういうことはやりません」と言ったところ、それもまた保護者から、「隣の町はやっています。なぜやめるのですか」と言われます。

一方で、これも都道府県から、「都道府県はこういうことをやめます」と、例えば長野県は「朝練をやめます」と、そういう画期的な案を出されました。しかし、「ほかの県はやっています。これだとうちの子どもたちがかわいそうではないですか」という声が寄せられます。市町村教育委員会や都道府県教育委員会はやはりそういうことを言われてしまうと、なかなか説明がつけづらいし、思い切ってやめるという決め方もあると思いますが、やはりなかなかふんざりがつきません。

ということで、今回、文部科学省が初めて、この業務はもう学校がやらなくてもいいですというものを、むしろ学校から切り離してやるべきだと明示しました。これにはいろいろ賛否両論があると思います。教育関係者、先生方からも「本当にそれでいいのか」という声もいただきます。多分いろいろな意見はあると思いますが、ただ、これはこういう1つ

の案を示すことによって、各自治体が「やめる」と言ったときに、「これは文部科学省からもこういう考え方で『やめる』と言っているのだから、やめさせてくれ」という、1つの後押しにはなります。

むしろ、我々の想いとしては「文部科学省が泥をかぶります。それはもう文部科学省が『やめる』と言っている。文部科学省がそう言っているのだから、文句があるなら文部科学省に言ってくれ」と。それくらいの覚悟を持って、文部科学省としてもこれを決めたところです。なので、これはかなり賛否両論、各自治体もあると思いますが、こうでもしないと、やはり膨らんだ学校の業務や教職員の業務というのは減らせません。やはりそこはもう国が「えい、やあ」でやっていかないと、国が泥をかぶっていかないと、やはりそれはなかなか進まないということで、今回こういう考え方を示しました。

非常に僭越ですが、学校の業務であっても、必ずしも教師が担う必要がない業務ということで、事務職員の方々にもぜひご協力を賜われればと思っています。それ以外は教師の業務ですが、負担軽減可能業務ということで、学校以外が担うべき業務というのはもう学校以外が担い、これはもう地域や教育委員会、保護者や地域ボランティアでやるべきであると考えています。学校の業務でも必ずしも教師が担う必要がない業務ということで、調査、構内清掃、部活動、部活動は部活動指導員にできる限り移していくことを考えています。

これはもうさすがに教師の業務として見ざるを得ないのですが、それに対してはこういう形を取ると負担軽減ができるのではないかとということで、例えば授業準備はサポートスタッフだったり、学校行事や進路指導はここにいる事務職員の方々の協力も得

ながら、一部外部委託だったり、外部人材との連携協力だったりというものをぜひやってもらいたいと考えています。役割分担適正化のいろいろな業務の中でも、こういう個別の業務についてはこのようにやっていくことを併せて示しています。

調査、統計への回答については、これは役割分担とはまた別に教育委員会や文部科学省が当然、調査、整理統合を行っていかなければいけないことであつたり、学校行事そのものについても精選、内容の見直しを図るための具体例を提示していくことであつたり、部活動であれば、例えば、「本年末」と書いてあるものはスポーツ庁が作ったのですが、運動、部活動の総合的なガイドライン、休養日を何日設けていくか、活動時間をどのくらいにしていくかなど、そのようにして抑えていくことを取り組みとして掲げています。

この対策のポイントの4つの中の一番大きい、「業務の役割分担適正化」というのは、まさにこういうことを文科省としては、完全にもう学校、教師から切り離して、その切り離れた業務、若しくは残る業務についてもこのように負担軽減をしていきたいと思います、かなり事細かに方針を示しています。これが1つ目です。

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

学校が作るいろいろな計画や委員会があります。そういうものはできるだけ統合していく、あとは委員会についても合同設置を進めていくことを掲げています。これが2つ目のポイントです。

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

これはいわゆる勤務時間管理の徹底をしていきます。やはり教員は勤務の特殊性や職務の特殊性があると思いますが、なかなか勤務時間というものを意識できていないので、きちんと勤務時間管理をしていきます。タイムカードを使って客観的に把握、集計することを言っています。自分がどのくらい働いたかをきちんと把握してくれというのが今回のこの働き方改革の大きな1つのテーマです。

ダイエットする人は、体重計に乗らないことはないと思います。やはり体重計に乗ると思います。自分が業務を減らしていくに当たって、どのくらい働いているのかをきちんと管理していかないとだめですと、この緊急対策の中では書いています。併せて意識改革の話や、時間外勤務の抑制のための措置ということで、これはもう少し経ったら示そうと思いますが、教師の時間外に関する上限の目安をガイドラインとして示していきたいと思っています。これが3つ目のポイントです。

4. 「学校における働き方改革」の充実に向けた環境整備

今までの1、2、3はどちらかと言うと、教育委員会や学校現場にお願いすることが多いと思います。そうではなくて、やはり国もそれにきちんと対応し得る環境整備を整えなければいけないということですので。30年度予算で、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実ということで、学校総務・財務のための、これは事務職員の数も含めて、指導体制、運営体制の強化充実を図っているところです。併せて専門スタッフ、外部人材の活用や、業務の効率化、精

選していくための予算を充実させているところで
す。

教員勤務実態調査

～学校調査【暫定集計】出退勤管理等の 取組～

今、少しタイムカードの話をしました。これも
小中のデータしかない。高校は多分もう少しや
っているのではないかと思います。時間管理とい
うのは目視ではなくて、タイムカードのように客観
的なデータをきちんと取っていかないといいませ
ん。小中学校だと、タイムカードによる出勤、退
勤、小中でそれぞれ大体10%くらいしかやっ
ていません。なので、やはりこういうところを
きちんとやらないと、どのくらい自分が働いて
いるのかわからないままに、「さあ、業務改善を
やってください」というのは多分意味がないとい
うか、やる必要性もあまり理解できないのでは
ないかと思っています。

勤務時間の把握に関する調査・分析

勤務時間をきちんと管理して把握をすると、
これは勤務時間を正確に把握されていないのを
ゼロにした場合ですが、週の残業時間は当然減
ります。資料の青い箇所が正確に把握されてい
る人です。要は、より勤務時間を正確に把握
すればするほど、1人当たりの勤務時間は減
っていき、かつ、1人当たりの年休取得日数
も増えていきます。もっと言うと、把握す
ればするほど、メンタルヘルスの悪くなる状
況が減るというデータが出ています。やはり
勤務時間を把握することによって、「自分がど
のくらい働いているのだろう。これは働き
すぎだ。もう少し見直してみよう」という
意識が出てきます。こういうプ

ラスの効果も出てきますので、ぜひこれは
まだ学校でそういうものがないところにつ
いては、少し提案をされてはいいかと思
っています。

教員勤務実態調査

～学校調査【暫定集計】学納金の処理～

併せて学納金の話も少ししたいと思います。
給食費はあまり高校だとないのかもしれませんが、
いわゆる学納金などそういうものはぜひ口座
引き落とし、銀行振込にさせていただければ
と思います。手渡しやどちらでも可能に
しているというところもありますが、そう
ではなくて、やはり銀行振込、口座引き
落としにさせていただいた方が先生も楽
ですし、ここにいる事務職員の皆さまも
楽になるはずなので、ぜひ教育委員会
としっかり話し合ってください。この
取り組みを進めてもらいたいと思
います。これも小中のデータなので、
高校はもう少し進んでいるのでは
ないかと思っています。

「学校における働き方改革特別部会」で 今後議論すべき論点

働き方改革部会はあくまで中間まとめ
なので、これからこういうことをや
っていきますということを書か
せていただいています。1つ、ここ
にいる事務職員の皆さまにも大
きく影響が出てくるのは、学
校組織体制の在り方について
です。やはり校長、副校長、
教頭も含めた、すべての教職
員の校務運営の負担を軽減し
ていくための職の在り方、主
任の在り方、校務分掌、校内
運営の在り方、そういうもの
を検討しています。

おおむねその方向性は出てきていますが、やはり委員の皆さまからは主幹教諭や学校事務職員の皆さまの参画が不可避だと、今の結論の状況では出てきています。併せて労働安全衛生の管理の在り方や時間外勤務に向けた制度的な在り方についてです。先生方はここにいる皆さまと違って、いわゆる三六協定を結ばないで、教職調整額で時間外勤務も含めて包括的に勤務されていますが、その制度の在り方について改めて検討を行っていきたいと思っています。これはもう今年中には最終結論を出したいと我々としては思っています。これは政府の「骨太の方針」というものですが、閣議決定されているので、政府の方針としても学校現場の勤務環境の見直しについては取り組んでいくと、政府全体でコンセンサスを得ている状況です。

4. チーム学校、学校と地域の連携

「次世代の学校・地域」創世プランの実現に向けて

次のテーマに移りたいと思います。学習指導要領の話、併せて働き方改革の話もさせていただきました。冒頭で言いましたが、学習指導要領を着実に実施していくことと、働き方改革を進めていく中で、やはり大事になってくるのは「チーム学校」という考え方と、「学校と地域の連携」、まさにそういうところだと思っています。この「チーム学校」「学校と地域の連携」となってきたときに、冒頭で言いましたが、やはり学校全体のマネジメントが非常に重要になってきます。校長をトップとした学校全体のマネジメントです。それは教育的なマネジメントではなくて、やはり会計や事務、まさに皆さまが専門として扱っているところの力をマネジメントの中

に組み込んでいかないと、この「チーム学校」「学校と地域の連携」というのは進んでいかないと思います。

文部科学省としては既にご承知のとおり、チーム学校法案を通しています。1つは、皆さまもご承知のとおり、事務職員の職務内容を明確化していることと、共同学校事務室により学校事務の効率化を図っていきます。併せてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーといった専門スタッフも学校の職員として位置づけて、教員と事務職員だけではなくて、教員をバックアップする学校の職員として入れていきます。併せて学校内だけではなく、地域との連携もさらに強化していくことで、学校運営協議会を努力義務化していくことがなされたのと、地域が学校をバックアップするための地域学校共同本部を作って、こういう推進活動員を命じて、学校と地域が連動しながら学校経営をしていくことが必要になります。

学校の組織運営改革について

「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変わって、事務機能を強化するために共同学校事務室を置くことができるように制度改正しました。いわゆる拠点校に共同学校事務室を置いて、共通の事務についてここで一箇所に集まって、事務室長をトップにして学校事務を協働して実施していきます。高校は当然、事務室がかなり義務教育に比べると人数がいるのですが、義務教育では多分事務職員が1人しかいないので、若手の育成や、そういうものにもこの共同学校事務室は活用できると、学校事務をさらに強化するための方策を我々としては考えて、この制度改正をしたところです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

地域の意見を校長などが聞いて、やはり地域全体で学校を支えるのだという意識を高めるために、こういうコミュニティ・スクール制度をどんどん活用してやっていただければと思っています。

今言ったコミュニティ・スクールですが、かなり今、高校で大幅に増加しているところです。実際、高校は小中と違って、通ってくる生徒のエリアも大分広がりますので、なかなか地域連携やそういうところが難しいという声をよく聞きます。実際、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部を使って、例えば自治体や高等教育機関や産業界と連携して、福祉、農村、観光、そういうものと学校をうまく組み合わせて、地域の子どもたちを地域の高校で魅力ある高校にして育てようという動きも出てきています。長野県の飯田市は結構魅力的な取組をしたりしています。これはコミュニティ・スクールだけではなくて地域学校協働本部を含めて、学校だけではなく、地域と一緒に学校を魅力化していることも、これから必要になってくるのではないかと思います。

併せてこのコミュニティ・スクールについてです。これは義務教育の話です。熊本地震があったときに、益城町という震度7を2回経験した町があります。熊本はかなりコミュニティ・スクールが盛んなところですが、益城町の益城中央小学校はコミュニティ・スクールをかなり進めていて、実際、災害が起きたときに学校は避難所になりました。そうしたらすぐ、コミュニティ・スクールで地域と連携して地域のいろいろな声を聞いていたので、スムーズに避難所運営が学校教職員と地域住民で取れたとい

う例もあります。今回の豪雨もそうだったのですが、学校が避難所になることは大いにあり得る話です。そういった避難所になったときに、地域住民とより密にコミュニケーションが取れていると、避難所運営もすぐに解消できて教職員が別のことに、学校再開にすぐ取りかかれたなど、そういった声もあったので、コミュニティ・スクールをぜひ活用してもらえればと思っています。

5. 学校安全の推進等について（災害への対応と危機管理を含む）

今、熊本県の益城の話をしました。まず地域と連携するに当たって、一番その効果として大きいのは、学校安全ということです。地域と学校が連携すると相乗効果がある1つの例として、学校の安全というものがあるのだと思います。文部科学省では学校安全の推進に関する計画というものを作っています。

第2次学校安全の推進に関する計画について

5つの推進方策として、学校安全の組織的な取組の推進、安全教育の充実方策、施設整備の充実、安全に関するPDCAサイクルを通じた事故防止、先ほど出てきました、家庭、地域、関係機関との連携・協働による学校安全推進というものがあります。この学校安全に関する組織や取組の中でも、教員だけではなくて、事務職員の目から見て学校安全をどのようにしていくといいのかは、やはり教員目線だけではなくて事務職員目線からも見ていただいた方がいいと思います。なので、ぜひこういう組織や取組については事務職員の方々も積極的に関与していただければと思っています。

登下校時における児童生徒等の安全確保 の取組

最近、登下校における児童生徒の安全確保の取組みというものもあります。これも学校での安全管理と学校での安全教育というものが2本の柱になっていますが、やはり地域と連携した組織活動、ここがまさにこの登下校時における児童生徒の安全確保の取組みの肝だと思っています。学校の安全管理は、教員や教職員だけではもう全然カバーできないと思いますので、ここをどう活用していくのかというところがこれから必要になってくると思います。千葉県松戸市の事件は地域と連携したボランティアの方が犯人となってしまう、非常に残念なところです。ただ、ここの重要性は、そうは言っても変わらないわけなので、学校での安全管理だけではなく、地域と連携した組織活動というのを、ぜひ登下校についても意識していただければと思っています。

学校における地震防災のフローチャート

今のは登下校の話ですが、実は文科省は学校防災マニュアル、地震・津波災害についてフローチャートを作っています。事前の危機管理と点検、避難訓練、教職員の研修があります。その上で、発生したときの対応と事後の危機管理です。特に強調しておきたいのは、事前の危機管理体制の整備はぜひしっかりやっていただければと思います。

これは実際、熊本地震でも話がありました。学校内の体制は整備していたのですが、外との連携をどうすればいいかというのを決めていませんでした。防災担当部局とどう接すればいいのかを全く決めていなかったのです。学校の中での安全や児童生徒の

安否確認など、そういうものはきちんとできているのですが、まさか避難所になって教職員がドタバタなることを全然想定していなかったのです。避難所になることも想定してきちんとそういう体制を整備して、「学校内だけではなくて、学校外とそういう場合にどうやっていくかをきちんと決めておけばよかった」という声は多く聞かれます。ですから、この体制整備はぜひ、地域だけではなくて、防災担当部局ともしっかりと連携を図っていくことが非常に重要ではないかと思っています。

6. 最後に～学校の皆さまに期待すること～

最後に、これは働き方改革部会の中間まとめの一節です。委員の皆さまから声が出ているのは、事務職員の方々が非常にご苦労されているのは重々承知した上で、さらに主体的、積極的に業務改善をはじめとする校務運営に参画することが必要だということです。事務職員の方もそうだと思いますが、教員は子どもたちのためにということで、自分を客観視しないところが若干あるので、それは事務職員の方が客観視して「やはりこれは必要なのではないか。必要なのではないか」、そういうところを事務職員の方々に見ていただくことが必要になります。そういう目線で効率化を図って、負担軽減、運営の支援、参画をぜひ積極的に図ってほしいと思います。副校長、教頭ともに、ぜひ校長の経営を補佐してほしいというのが、働き方改革の議論の中でも委員の皆さまから多く寄せられたところです。

学教法が変わって、事務職員の職務規定が「つかさどる」ということで、皆さまにとっては当然負担が増えたところはあるのかもしれませんが、その分、我々としては、これまでの業務ではなくて、もう一

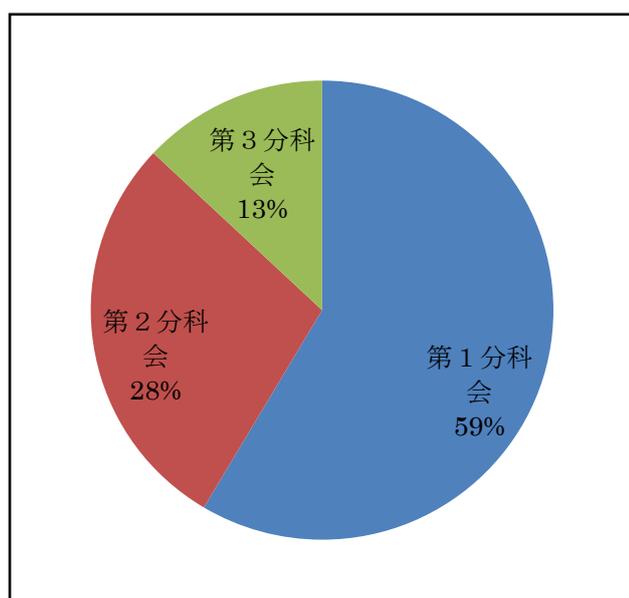
段高いところから皆さまにはぜひ学校の経営や運営に参画していただき、校長、教頭をきちんと補佐していただきたいです。一番始めに言いましたが、学校というのは教育的なマネジメントだけではなく、事務や会計のマネジメントをこれまで疎かにしてきたところもあって、効率的にできていないところも十分あります。「事務をつかさどる」となった経緯というのはそういうところにもあるので、ぜひこれからは事務職員の皆さまにさらにご活躍いただき、ますます学校運営に参画していただいて、文部

科学省、教育委員会、教職員全員で、本当に学校が児童生徒のためになる、非常に有為な場所になるように一緒に力を尽くしていければと思っています。

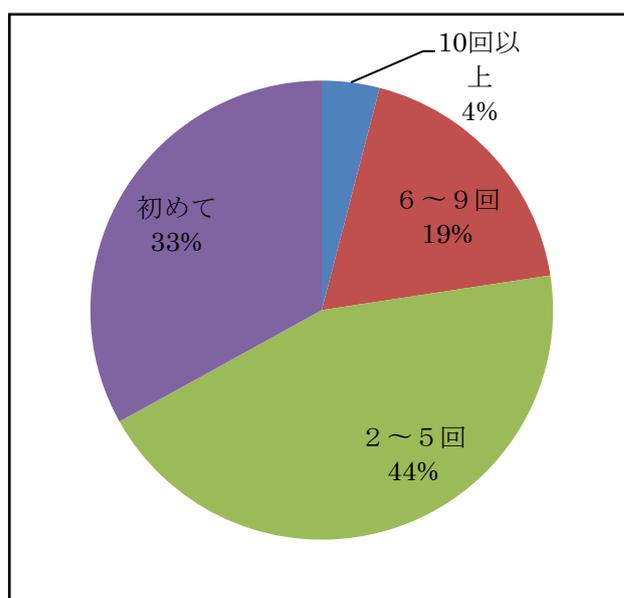
山口大会アンケート集計結果

アンケート集計を抜粋して報告いたします。(分科会参加者 579 人／回答率 21%)

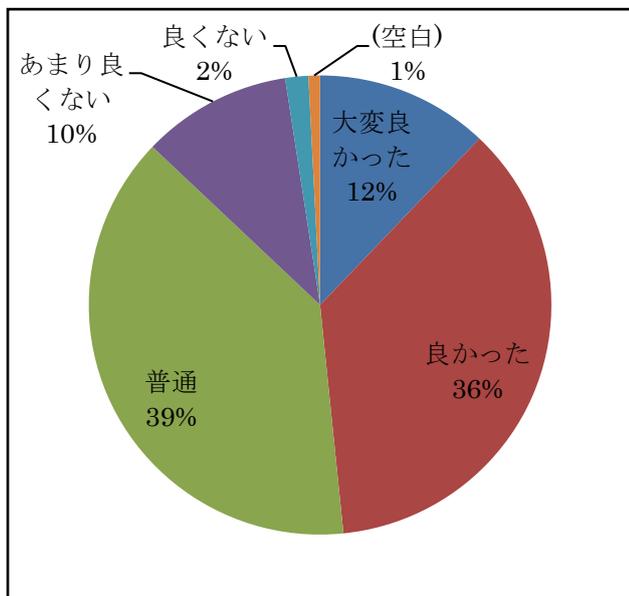
参加分科会名



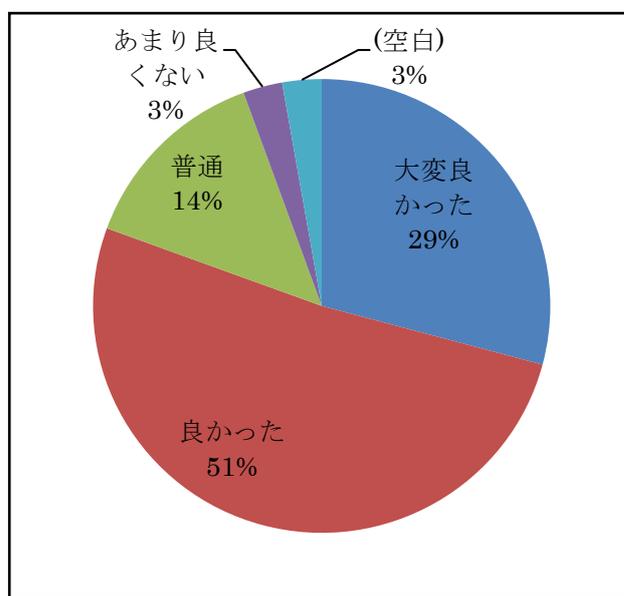
参加回数



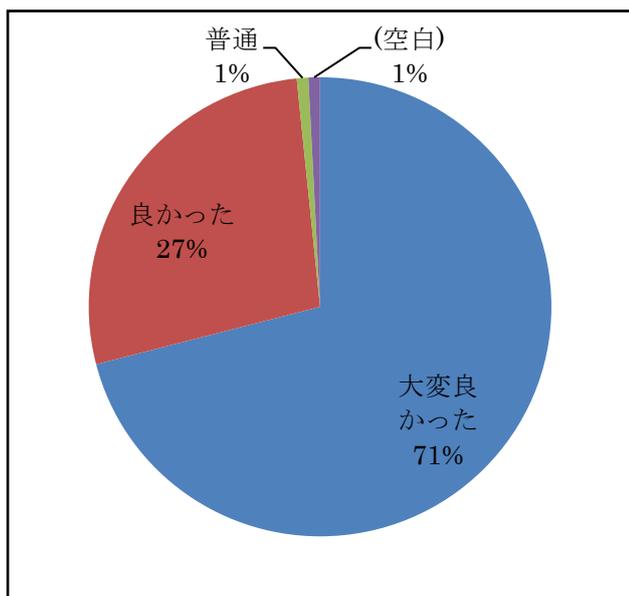
文部科学省講話



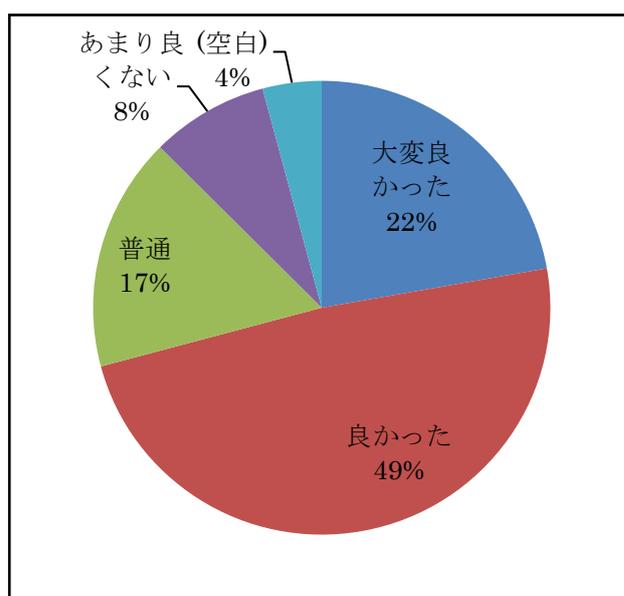
研究発表 1-1 : 学校に勤務する教職員の多忙化解消に向けた取組



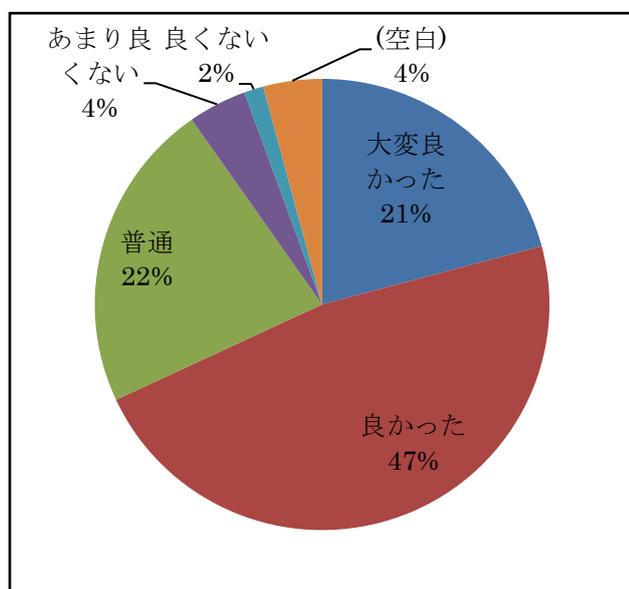
全体会 (記念講演)



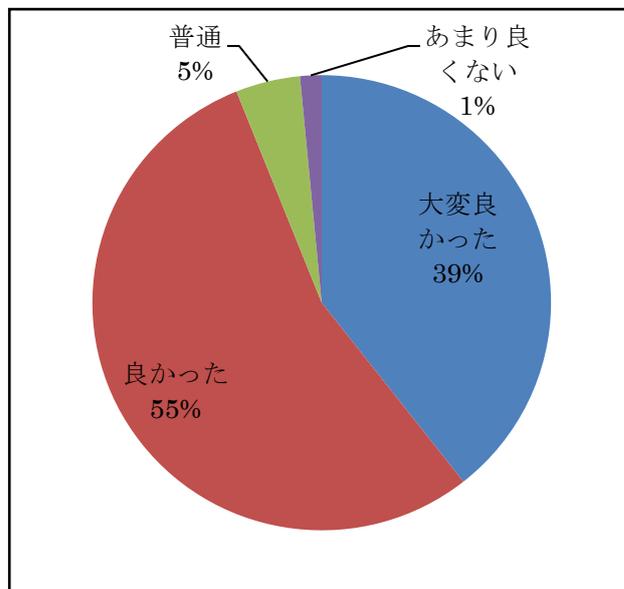
研究発表 1-2 : 事務ミスゼロ!



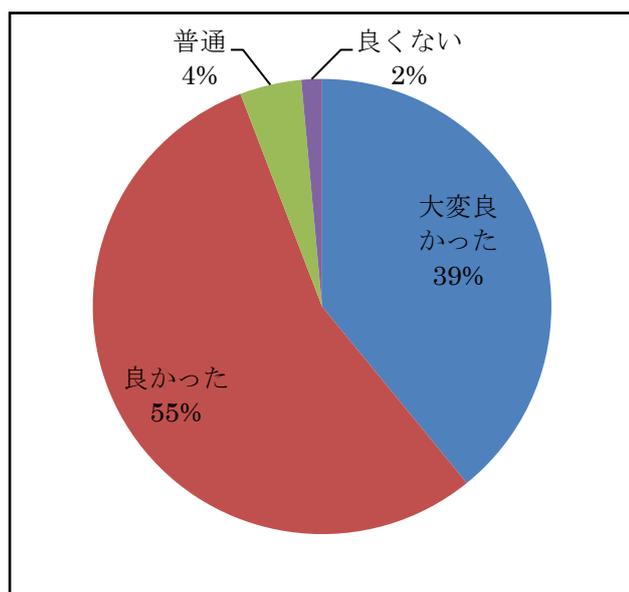
研究発表1-3：賢く使おうSNS！ #コミュニケーションから防災対策まで



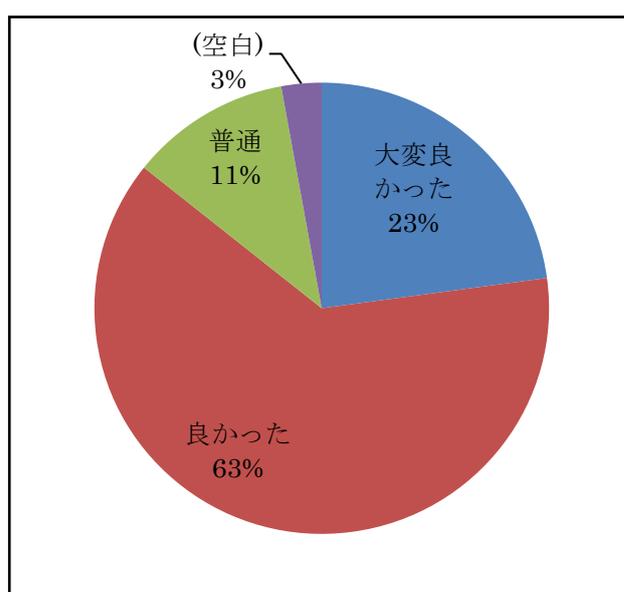
シンポジウム1：「学校における働き方改革と事務職員が果たすべき役割」



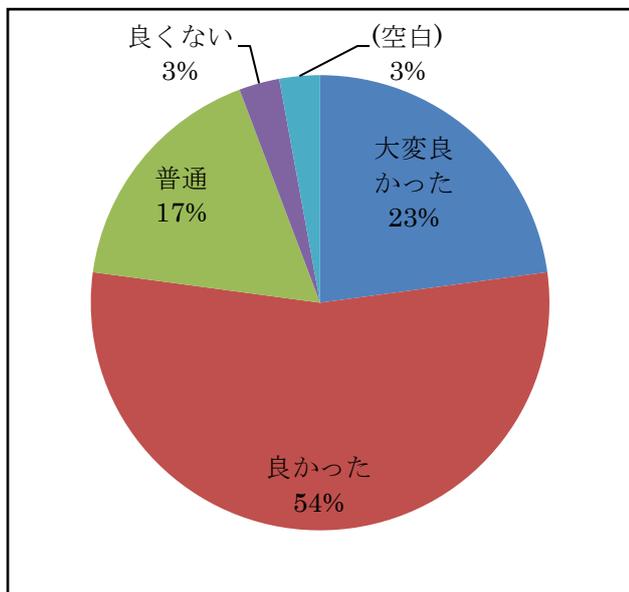
基調講演1：「学校の働き方改革はなぜ必要か」



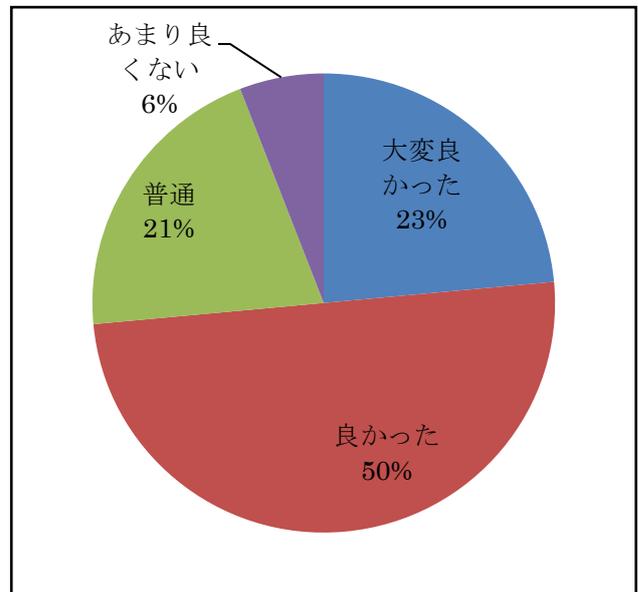
研究発表2-1：ALT事務の手引き



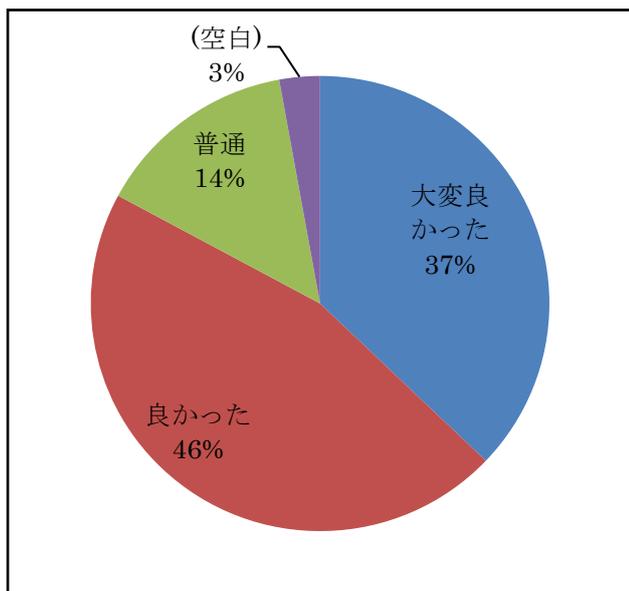
研究発表 2 - 2 : 就学支援金



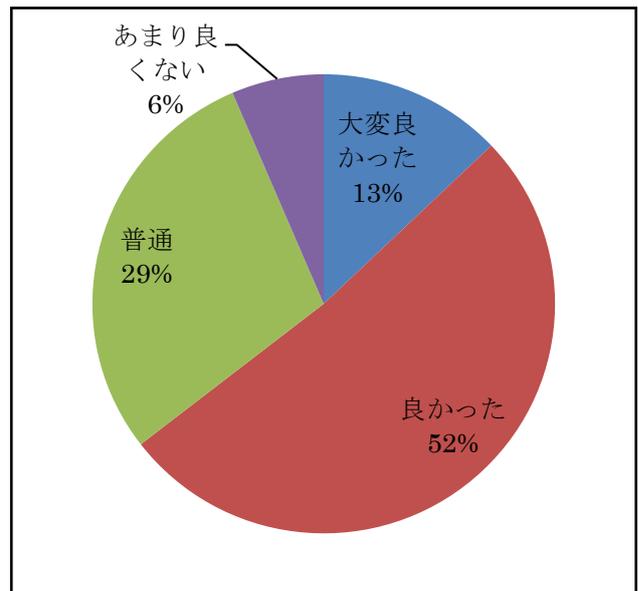
基調講演 2 : 「地域とともにある学校づくりと事務職員の役割」



研究発表 2 - 3 : 「ワーク・ライフ・バランス」の実践

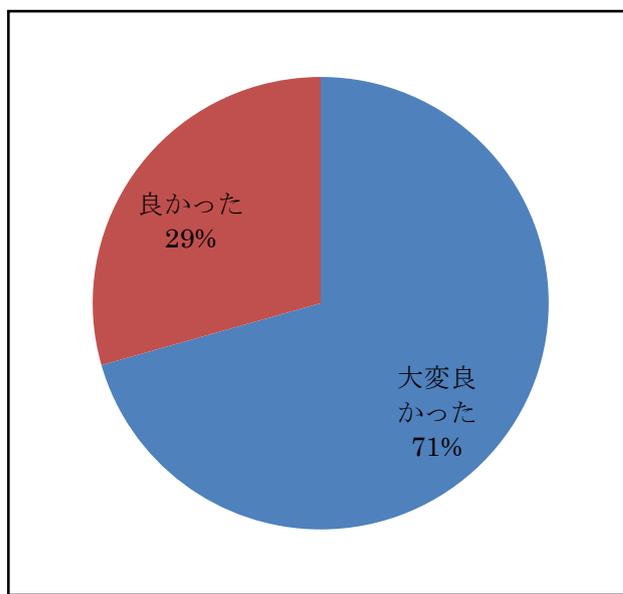
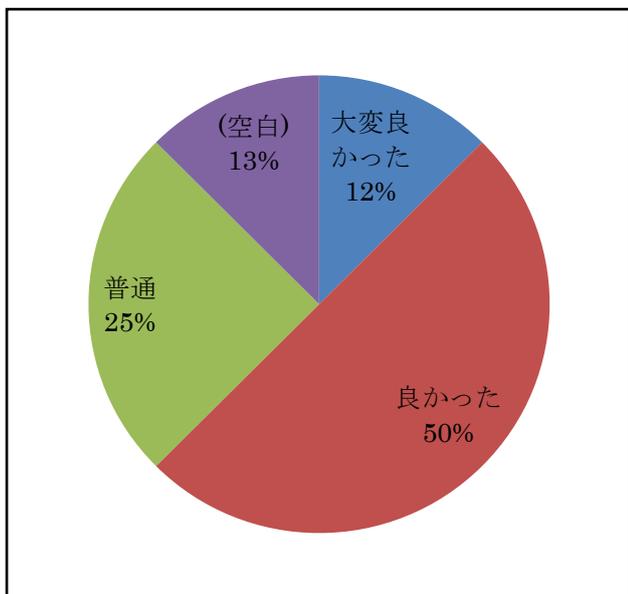


シンポジウム 2 : 「地域と学校との連携、協働の取り組み」

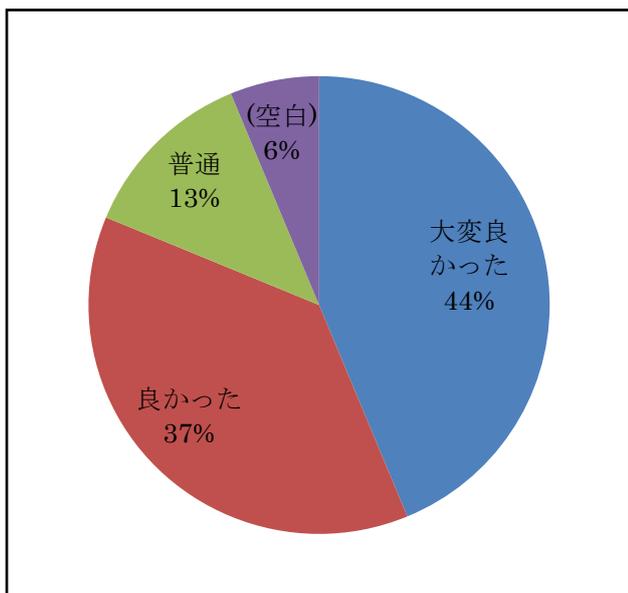


研究発表 3-1 : 多忙感解消に向けた、カイゼン活動について

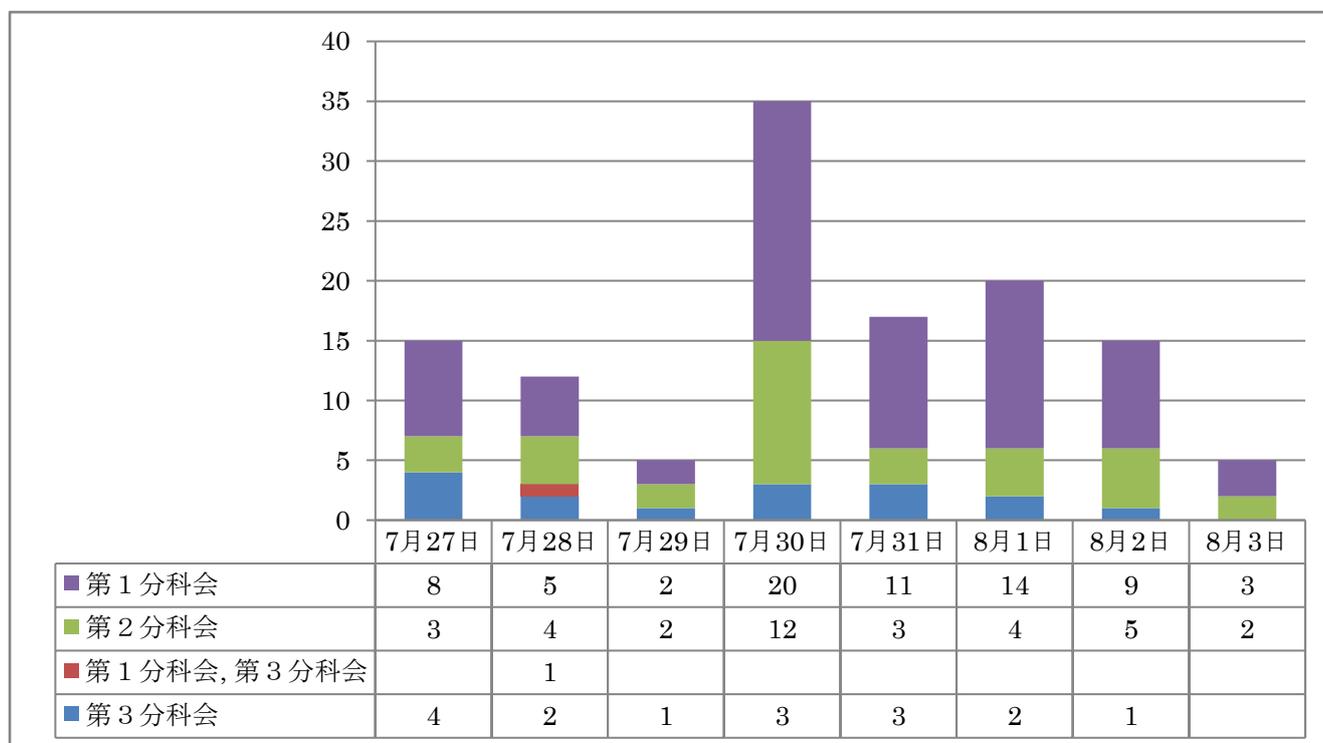
グループ討議 : 「魅力発見！」



研究発表 3-2 : 地震はいつか起きる！？もし、それが今夜だったら・・・



Webアンケートの状況



山口大会アンケート記述部分（抜粋）

〈文部科学省講話〉

- ・ 普段業務に追われてチェックしきれていないトレンドの情報を専門官から説明いただけるのはとても良い機会であると思う。
- ・ 近年動きのある働き方改革についての話題で興味をもてた。

〈全大会・記念講演〉

- ・ 学校事務職員として大きな視点で・長期的な視野で仕事や学校教育を見つめ直すことができました。
- ・ 大学の先生の講演を直接拝聴できるという機会に感動しつつ、学校というものが地域から見てどういった存在なのかを改めて考えさせられる内容であり、非常に興味深い内容でした。

〈分科会〉

- 研究発表

- ・もっと多くの人に聴いて貰えたら色々な学校でも役に立つテーマだったとおもいます。
- ・研究発表では、各道府県の現状を踏まえながらどういった点に注目して業務改善していけばいいのかという多くのヒントをいただいた。
- ・研究発表は来年県での発表を控えているので、参考になった。内容についても、自分の県でとりあげていないものなのでこれから、県に戻って復命したい。

○基調講演・シンポジウム

- ・今回の基調講演は、学校職員にとって大変興味深い内容で大会前から期待していたが、期待どおり時間が経つのが早く感じられた。
- ・今まで聞いてきた基調講演等の中で初めて中教審の委員の方が事務職員のことに関及してくれた感じがします。今回の基調講演を拝聴して嬉しく感じました。
- ・基調講演が非常によかった。聞き手の心を掴む話し方、内容も自分の勤務先に置き換えてイメージできる身近な問題であり、非常に興味深く、終始聞き入った。
- ・パネリストお一人お一人がそれぞれの立場でお話くださったので、聞いていて面白かったです。

○班別討議

- ・ワールドカフェについては、自分の業務に対する姿勢を見直す機会になり、戻ってから気持ちを入れ替えて仕事に取り組もうと思った。
- ・第3分科会のワールドカフェによる討議は全国大会初であったが、活発な意見・感想も出て、何よりも参加者の表情が明るく笑顔であったことに感動した。
- ・第3分科会は班別で討議するので、大変活気があり、参加している感がすごくありましたね。参加した人の感想を聞くと、いろいろな県の人意見がきけてよかったといっていました。

〈大会全体〉

- ・大変貴重なお話や研究発表を聞くことができ、勉強になりました。これから業務を進めるにあたって、ここで得たことを活かしていけるようにしたいと思います。
- ・有意義な2日間を過ごせました。今後の事務職員として学校運営に積極的に関わっていきたいと思います。
- ・初めて参加させていただきましたが、他県や民間企業の取組等を学ぶことができ、たいへん勉強になりました。
- ・いつも参加できるのを楽しみにしています。参加すると色々自分の見方が変わったりすることもあり、業務の参考になることもあり、貴重な機会だと思っています。

〈その他〉

- ・普段の業務もしつつ大会運営もしなければならず、本当に大変だったことと思います。スタッフの方たちには、明るく感じよく接していただき大会期間中は気持ちよく過ごすことが出来ました。研修内容も充実しており、本当に山口に来て良かったと思いました(^)/。
- ・初めての参加でしたが、混乱することもなく有意義な大会でした。山口県支部の皆さんの力が大きいと思います。大変お疲れさまでした。また、若い方の参加が多かったように思います。やる気・意欲が表れているようで、将来も明るいなと感じました。

支部大会報告

北海道支部大会

会場 ホテルライフオーソ札幌（札幌市）
期日 平成30年8月2日（木）～
平成30年8月3日（金）
講演 熱き「**言霊（ことだま）**」を信じて、届ける
～アナウンサーの仕事と生き方～
講師 テレビ北海道アナウンサー 大藤 晋司 氏
分科会

○第1分科会

北海道ソフトウェア資産管理サービス操作及びP C
の処分について（石狩支部）

○第2分科会

ベッケツ！！～なぜ、初心者は「別途決議書」を難し
いと感じるのか～（日高支部）

○第3分科会

特別支援学校に勤務する事務職員の情報交換ーバズ
セッションによるグループ対話ー（特別支援）

○第4分科会

平成29年度教職員等中央研修（第2回事務職員研修）
を受講してー10年後、あなたに仕事はありますか？ー
（本部枠（つくば））

○第5分科会

監査って何を聞かれるの？書類があってもダメな
の？～不安が1/10になる監査の準備を教えます～
（本部枠（副会長））

○第6分科会

「電話・来客対応スペシャリストへの道」～どんなク
レームにも笑顔で対応できる方法、一緒に見つけ
（根室支部）

○第7分科会

‘‘学校で起こり得る危機管理’’～事務職員の役割を
考えよう～（札幌市立支部）

○第8分科会

わかるようでわからない？ ICT と学校教育ー新しい
学習指導要領が目指すこれからの学校の姿とはー（本

部枠（研究部理事））

○第9分科会

初任者層向け実務研修 前半「根拠・規則って大事な
の？～まずは庶務・収入あたりから～」、後半「買った
り・直したり・予算が無かったり～物品・別決・工事
など～」（本部枠（研究部理事））

○第10分科会

学校事務職員のための手帳の書き方～未来の自分へ
贈る「思い出す手帳」、始めませんか？～（本部枠（個
人））

研究発表

- ① 教職員向け校内文書文例集～伝えるための工夫～
（空知支部）
- ② ストレス時代を生き抜く方法～学校事務職員に適
した対策を考える～（釧路支部）
- ③ 別途決議書の事例集について～初心者から熟練者
まで～（後志支部）

東北支部大会

会場 サンセール盛岡（盛岡市）
期日 平成30年6月7日（木）～
平成30年6月8日（金）
講演 「夢しか実現するものはない」
講師 葛巻町長 鈴木 重夫 氏

研究発表

- ① 「青森県立青森商業高等学校の校舎移転」（青森県）
- ② 「個々の対応から組織としての対応へ～事務職員ネ
ットワークの構築～」（岩手県）

研究協議

- 協議題 「教育の改革と発展をめざして」
～学校経営事務の充実～

【テーマ】「チーム学校における己の役割」

関東支部大会

会場 ホテルブリランテ武蔵野（さいたま市）
期日 平成30年6月15日（金）

講演 「校長から見る事務室の課題と期待」
講師 前上尾特別支援学校校長，元埼玉県公立高等学校
事務職員会長 野口 馨 氏

分科会

○第1分科会 「行政・財産に関する研究」

- ① 時代の変化に合わせた不審者対策を提案します
～more safe, more secure～（群馬県）
- ② 施設設備のトラブルに！覚えて安心維持管理マ
ニュアル（埼玉県）
- ③ 樹木の剪定と管理（千葉県）

○第2分科会 「事務改善・環境に関する研究」

- ① 毎日の快適なデスクワークのために（千葉県）
- ② 水害について～平成27年度9月関東・東北豪雨
に学ぶ～（茨城県）
- ③ 職員住宅の運営と活用～住んだら快適！？職員
住宅～（群馬県）

東海支部大会

会場 三島市文化会館（三島市）
期日 平成30年7月6日（金）
講演 『全盲弁護士の夢の叶え方』
講師 弁護士 大胡田 誠 氏
研究発表

- ① 「災害初動マニュアル」の作成～発災から24時間
以内にやるべきこと～（愛知県）

北信越支部大会

隔年開催（2019年度開催予定）

近畿支部大会

会場 ルビノ京都堀川（京都市）
期日 平成30年6月22日（金）
講演 絶滅危惧種の保全について
講師 京都府立植物園 前園長 長澤 淳一 氏
研究発表

- ① 地震はいつ起きる！？もし、それが今夜だったら…
（和歌山県）

研究協議 協議題：学校事務職員の役割・そして未来は？

- ① パネルディズカッション（各府県市協会長）
- ② 班別協議
・学校事務室の現状と課題
・学校事務職員は今後どのような役割を担うべきか

中国支部大会

全国大会全面協力により中国支部大会1年延期

四国支部大会

会場 オークラホテル丸亀（丸亀市）
期日 平成30年6月28日（木）～
平成30年6月29日（金）

研究発表

- ① 「災害時対応マニュアル」～起こってしまった、そ
の時に～（高知県）
- ② 「働き方改革とは働き方の意識改革」～働き方の現
状と意識に関するアンケート編～～男性育児休業
実践編～（香川県）

講演 「子どもたちの健やかな成長を願って」～寄り添
うやさしさと立ち向かう強さと～
講師 前丸亀市教育委員会教育長，丸亀市猪熊弦一郎現
代美術館公益財団法人ミモカ美術振興財団 代
表理事 中野 レイ子 氏

九州支部大会

会場 鳥栖市民文化会館
期日 平成30年6月21日（木）～
平成30年6月22日（金）
講演 「佐賀にわかとの出会い」
実演 「学校事務奮闘記」
講師 かしまんにわか・座 賑い商 はっぴい♡かむ
かむ代表 いなば ゆうこ 氏

研究発表

- ① 「学校事務のストレスについて」～楽しい職場づく
りを目指して～（沖縄県）
- ② 「学校減災を考える」～緊急速報！その時、事務職
員は？～（鹿児島県）
- ③ 「初任者への事務支援について」～工事初任者のた

- ④ 「学校経営を支える事務引継」～事務引継から生ま

本部活動報告

●常任理事会（東京・小山台会館ほか）

- 8/22 山口大会の反省、事務職員研修会ほか
9/21 山口大会優秀論文、兵庫大会運営について
10/12 全国理事会、兵庫大会分科会運営ほか

●全国理事会（山口・セントコア山口）

- 7/25 全国理事会、定期総会議案書について

●本部常任理事異動

退任（8/31 付）

研究部 秋谷京子（千葉県立特別支援学校流山高等学園）

就任（9/1 付）

研究部 加藤千枝（千葉県立安房高等学校）

内部異動（9/1 付）

副会長 菊地隆（前広報部長）

総務部 船津満里子（前研究部）

会計副部長 齋藤晴美（前会計部）

会計部 山口一夫（前副会長）

研究部長 本田弘二（前研究副部長）

研究副部長 宇佐美福美（前研究部）

広報部長 川島武（前広報副部長）

広報部 柴崎聖司（前研究部）

編集後記

次号「協会ニュース」では第2回全国理事会、事務職員研修会等を報告します。

○全国協会 HP アドレス

<http://zenjikyو.jimdo.com/>

検索名は、「全国公立」または「全国公立高等学校事務職員協会」で可能です。

○「協会ニュース」についてのお問い合わせ

ご連絡は次の広報部編集担当まで

・千葉県立松戸特別支援学校／川島

TEL : 047-388-2128

FAX : 047-388-4781

mail : t.kwshm10@pref.chiba.lg.jp

・茨城県立取手第二高等学校／柴崎

TEL : 0297-73-0049

FAX : 0297-73-7821

mail : sibasaki.seiji@post.ibk.ed.jp